

納税通知書(1枚目)の見方

令和2年度 市民税・府民税 納税通知書兼税額決定(充当)通知書

課税区	台帳番号	区分
	A	

期別	税額(⑭)	充当額(⑯)	差引納付額(⑭-⑯)	納期限
第1期	円	円	円	令和2年6月30日
第2期	円	円	円	令和2年8月31日
第3期	円	円	円	令和2年11月2日
第4期	円	円	円	令和3年2月1日

上記の普通徴収税額(差引納付額)は、ご指定の金融機関口座から、各納期限の日引き落としします。

金融機関名	支店名	預金種別	口座番号	振替方法

徴収月	税額	変更前税額	差引増減額
2年4月	円	円	円
2年6月	円	円	円
2年8月	円	円	円
2年10月	円	円	円
2年12月	円	円	円
3年2月	円	円	円

上記の特別徴収税額のうち、令和2年10月以降の税額は次の公的年金から徴収します。

公的年金の種類	公的年金の支払者	支払者の法人番号

徴収月	税額
3年4月	円
3年6月	円
3年8月	円

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象であり、かつ、令和3年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、上記の公的年金の支払者が左記の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。
※本年度の公的年金等に係る税額の2分の1を、3回に分けて徴収することとなります。

この通知書で納める税額(普通徴収税額)がある場合には、右に記載のとおり各納期限までに納めてください。
公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)がある場合は、右に記載のとおり各徴収月の公的年金から差し引きます。
◎納税通知書兼税額決定(充当)通知書と課税明細書は、あわせて課税(所得)証明書として使用できる場合がありますので、大切に保管してください。
◎所得金額、所得控除額及び市民税・府民税の内訳などについては2枚目、3枚目の課税明細書をご覧ください。また、賦課(課税)の根拠や税率などについては1枚目から3枚目の裏面をご覧ください。

A 台帳番号

お問い合わせの際に、必要となる番号です。

B この通知書で納める税額の各納期の納付額・納期限

同封の納付書等で納めていただく税額を記載しています。
給与や公的年金から差し引かれる(特別徴収)税額がある場合は、その税額を除いています。

C 公的年金から差し引く税額の徴収月・徴収額と差し引く公的年金の種類

公的年金から差し引かれる税額と差し引く公的年金の種類を記載しています。

課税明細書(2枚目)の見方

令和2年度 市民税・府民税課税明細書(その1)

課税区	台帳番号	区分

所得金額、課税標準額及び算出所得割額の内訳

所得区分	所得金額	各種損失の繰越控除額		扶養親族・同一生計配偶者・本人該当の区分		所得控除額の内訳	
		種類	繰越控除額	扶養親族等該当区分	本人該当区分	所得控除区分	所得控除額
営業所得	円		円	同生計配偶者	老人控除対象配偶者	特別控除料	円
農業所得	円		円	特定扶養	同属老親等扶養	社会保険料	円
不動産所得	円		円	老人扶養	老人扶養	小規模企業共済	円
配当所得	円		円	16歳未満	16歳未満	生命保険料	円
給与所得	円		円	一般扶養	一般扶養	地震保険料	円
(公的年金等収入)	円		円	同居特別障害がい	同居特別障害がい	寡婦等	円
雑所得	円		円	特別障害がい	特別障害がい	障害がい	円
(損益通算前)	円		円	普通障害がい	普通障害がい	配偶者特別	円
譲渡所得	円		円	特別寡妻	特別寡妻	扶養	円
総所得金額	円		円	特別寡夫	特別寡夫	基礎	円
特別控除額	円		円	寡学生	寡学生	雑	円
課税標準額(課税所得金額)	円		円			医療費	円
算出所得割額						合計	円
市民税	円		円				
府民税	円		円				
短期譲渡所得	円		円				
長期譲渡所得	円		円				
株式等の譲渡所得	円		円				
上場株式等の配当所得	円		円				
先物取引	円		円				
山林	円		円				
退職所得	円		円				
算出所得割額の合計							

D 所得金額

令和元(平成31)年中の所得金額を記載しています。

E 所得控除額と扶養親族等や本人該当項目の内訳

所得金額から差し引く所得控除額と、扶養親族・控除対象配偶者・本人該当項目の内訳を記載しています。

扶養親族等の内訳の該当する区分に*または人数を記載しています。

F 課税標準額

所得金額から特別控除額、繰越損失額、所得控除額の合計額を差し引いた額を記載しています。この額は税額を決定する基準となる額です。

G 算出所得割額

各課税標準額に応じた税率をかけて、算出した所得割額を記載しています。

課税明細書(3枚目)の見方

令和2年度 市民税・府民税課税明細書(その2)

課税区	台帳番号	区分

市民税・府民税額の内訳

	市民税	府民税	合計
算出所得割額の合計①	円	円	円
税調整控除額②	円	円	円
配当控除額③	円	円	円
住宅借入金等特別税額控除額④	円	円	円
寄附金税額控除額⑤	円	円	円
外国税額控除額等⑥	円	円	円
配当割額・株式等譲渡所得割額控除額⑦	円	円	円
差引所得割額(①-⑧)⑨	円	円	円
均等割額⑩	円	円	円
年税額(⑨+⑩)⑪	円	円	円

合計税額の明細

	金額
年税額⑪	円
⑪のうち給与から差し引く税額(特別税額)⑫	円
⑪のうち公的年金から差し引く税額(特別徴収税額)⑬	円
うち仮特別徴収税額(令和2年4月～令和2年8月分)	円
うち本特別徴収税額(令和2年10月～令和3年2月分)	円
⑪のうち普通徴収税額(⑪-⑫-⑬)⑭	円

寄附金税額控除額(⑤)の算出の基礎となる寄附金の額

区分	金額
都道府県・市区町村(特例控除対象)	円
日本赤十字社・共同基金等 都道府県・市区町村(上記以外)	円
条例により大阪府指定	円
指定されたもの 大阪市指定	円

配当割額・株式等譲渡所得割額(⑦)に関する明細

	金額
⑦のうち所得割から控除しきれなかった額⑮	円
⑮のうち普通徴収税額(⑭)に充当する額⑯	円

この通知書によって還付する額

還付する額	円
-------	---

H 市民税・府民税額の内訳

「年税額」欄に記載している額がご負担いただく令和2年度の税額です。

① 合計金額の明細

市民税・府民税の徴収(納付)方法別の税額を記載しています。

給与所得がある方

…⑫欄に毎月の給与からの差し引きにより納めていただく税額を記載しています。

公的年金等の所得がある方*

…⑬欄に公的年金からの差し引きにより納めていただく税額を記載しています。

給与・公的年金等以外の所得がある方等

…⑭の欄に同封の納付書または口座振替により納めていただく税額を記載しています。

(※) 令和2年4月1日時点で満65歳以上の方に限ります。

所得の種類により、徴収方法(税金の納め方)が異なりますが、徴収方法が異なることにより、ご負担いただく税金の総額が増減することはありません。

個人市・府民税の公的年金からの差し引き(特別徴収)について(65歳以上の方)

■新たに公的年金から差し引かれる方

公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等にかかる個人市・府民税額の2分の1に相当する額を普通徴収(第1期・第2期)の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
	1期(6月)	2期(8月)	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	税額の1/4	同左	税額の1/6(※)	同左	同左

■前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方

令和元(平成31)年度の公的年金等に係る税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和2年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます。(以下、「仮特別徴収」といいます。)令和2年10月・12月・令和3年2月に差し引かれる税額は、令和2年度の公的年金等に係る個人市・府民税額から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の年税額の1/6(※)	同左	同左	年税額から仮徴収税額を控除した残額の1/3	同左	同左

(※) 端数については、本徴収および仮徴収各々の開始月に含まれます。

■公的年金からの特別徴収の停止について

本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、大阪府外に転出された場合や、特別徴収される税額の変更などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

【公的年金からの特別徴収が停止される事由】

- 市外へ転出された場合
- 公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
- 公的年金から特別徴収される税額が変更となった場合*

* 税額が変更となる時期によって、特別徴収を継続する場合があります。